

平成26年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成26年12月17日(水) 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第60号 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第61号 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第62号 竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第63号 竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第64号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第65号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第66号 竹原市歴史民俗資料館及び竹原市伝統的建造物の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第67号 道の駅たけはらの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第68号 竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案
- 日程第10 議案第69号 竹原市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案
- 日程第11 議案第70号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第71号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第72号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第14 議案第73号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第15 議案第74号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度竹原市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 平成 2 6 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 7 9 号 平成 2 6 年度竹原市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 発議第 2 6 - 4 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 日程第 2 2 発議第 2 6 - 5 号 特別委員会の設置について

平成26年12月17日開議

(平成26年12月17日)

| 議席順 | 氏名    | 出席 |
|-----|-------|----|
| 1   | 今田佳男  | 出席 |
| 2   | 竹橋和彦  | 出席 |
| 3   | 山元経穂  | 出席 |
| 4   | 高重洋介  | 出席 |
| 5   | 堀越賢二  | 出席 |
| 6   | 川本 円  | 出席 |
| 7   | 井上美津子 | 出席 |
| 8   | 大川弘雄  | 出席 |
| 9   | 道法知江  | 出席 |
| 10  | 宮原忠行  | 出席 |
| 11  | 北元 豊  | 出席 |
| 12  | 宇野武則  | 出席 |
| 13  | 松本 進  | 出席 |
| 14  | 脇本茂紀  | 出席 |

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広 崇

議会事務局長次長 住田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

| 職 名                   | 氏 名       | 出 欠 |
|-----------------------|-----------|-----|
| 市 長                   | 吉 田 基     | 出 席 |
| 副 市 長                 | 三 好 晶 伸   | 出 席 |
| 教 育 長                 | 竹 下 昌 憲   | 出 席 |
| 総 務 部 長               | 中 川 隆 二   | 出 席 |
| 総 務 課 長               | 塚 原 一 俊   | 出 席 |
| 情 報 化 推 進 室 長         | 塚 原 一 俊   | 出 席 |
| 企 画 政 策 課 長           | 福 田 吉 晴   | 出 席 |
| 財 政 課 長               | 沖 本 太     | 出 席 |
| 税 務 課 長               | 向 井 聡 司   | 出 席 |
| 会 計 管 理 者             | 前 本 憲 男   | 出 席 |
| 会 計 課 長               | 前 本 憲 男   | 出 席 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長       | 広 近 隆 幸   | 出 席 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 広 近 隆 幸   | 出 席 |
| 市 民 生 活 部 長           | 今 榮 敏 彦   | 出 席 |
| 市 民 健 康 課 長           | 森 野 隆 典   | 出 席 |
| ま ち づ く り 推 進 課 長     | 國 川 昭 治   | 出 席 |
| 文 化 生 涯 学 習 室 長       | 堀 信 正 純   | 出 席 |
| 忠 海 支 所 長             | 森 野 隆 典   | 出 席 |
| 人 権 推 進 室 長           | 博 庄 八 郎   | 出 席 |
| 福 祉 課 長               | 平 田 康 宏   | 出 席 |
| 子 ども 福 祉 室 長          | 井 上 光 由   | 出 席 |
| 建 設 産 業 部 長           | 細 羽 則 生   | 出 席 |
| 産 業 振 興 課 長           | 桶 本 哲 也   | 出 席 |
| 商 工 観 光 室 長           | 向 井 直 毅   | 出 席 |
| 建 設 課 長               | 大 田 哲 也   | 出 席 |
| 都 市 整 備 課 長           | 有 本 圭 司   | 出 席 |
| 区 画 整 理 室 長           | 有 本 圭 司   | 出 席 |
| 上 下 水 道 課 長           | 沖 谷 秀 一   | 出 席 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 桶 本 哲 也   | 出 席 |
| 教 育 委 員 会 教 育 次 長     | 久 重 雅 昭   | 出 席 |
| 教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長 | 久 重 雅 昭   | 出 席 |
| 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 | 九 十 九 邦 守 | 出 席 |
| 公 営 企 業 部 長           | 宮 地 憲 二   | 出 席 |

午前10時00分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、これより日程に入ります。

---

#### 日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，議案第60号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第60号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市教育委員会委員のうち梅田一榮委員が、平成27年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として引き続き同氏を選任致したいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

梅田氏は、昭和56年2月株式会社竹原自動車学校に入社され、昭和62年に同社代表取締役社長の職に就かれ、現在に至っておりますが、この間竹原地区交通安全協会常任理事及び会長、竹原商工会議所常議員、竹原市交通安全対策会議委員を歴任され、人格高潔にして教育文化及び学術に関し深い見識を有されており、教育委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ、御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

## 日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，議案第61号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第61号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市教育委員会委員のうち河埜内鈴子委員が、平成27年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として引き続き同氏を選任したいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

河埜内氏は、昭和46年4月岩国市立通津小学校教諭の職に就かれ、昭和47年4月から防府市私立朝日保育園に保育士として勤務されました。また、平成13年8月から平成15年7月の間、竹原市文化財保護委員に就任され、人格高潔にして教育文化及び学術に

関し深い見識を有されており、教育委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ、御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

### 日程第3

議長（北元 豊君） 日程第3、議案第62号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第62号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市公平委員会委員のうち平総一郎委員が、平成27年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き選任したいと考え、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公平委員は、3名の委員により構成され、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置をとること等を主な任務と致しております。

平氏は、昭和55年アトム株式会社に入社され、同社並びにグループ会社において経営者として代表取締役を歴任され、地方自治発展への理解と、人事、行政等に深い識見を有されており、公平委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 日程第4

議長（北元 豊君） 日程第4、議案第63号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題と致します。



事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第63号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市固定資産評価審査委員会委員のうち新本直登委員が、平成27年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き選任したいと考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会は、3名の委員により構成され、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するため設置されております。

新本氏は、昭和46年に人事院中国事務局に入局され、昭和50年に青旗缶詰株式会社に入社後、平成19年に退職されるまで、数々の役職を務めるなど社会的信望も厚く、公民館運営審議会委員、青少年指導員、学校評議員、文化財保護委員、市史編さん嘱託員を歴任され、地域の実情を的確に捉える深い見識を持っておられ、固定資産評価審査委員会委員として適任であるものと考えております。

何とぞ、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

日程第5

議長（北元 豊君） 日程第5，議案第64号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第64号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち黒崎耕二委員が、平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として福光多榮子氏を推薦致したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

福光氏は、忠海東小学校PTA副会長、忠海中学校PTA副会長、忠海東公民館運営審議会委員長を歴任されるなど、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えます。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6

議長（北元 豊君） 日程第6，議案第65号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第65号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち永田由里香委員が、平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として塚原きみ江氏を推薦致したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

塚原氏は、教員を退職後、地元女性会副会長や要約筆記ボランティアなどとして活躍しておられ、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、常に住民の福祉の向上のため熱意をもって活躍されており、人権擁護委員として適任であると考えます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7

議長（北元 豊君） 日程第7，議案第66号竹原市歴史民俗資料館及び竹原市伝統的建造物の指定管理者の指定についてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第66号竹原市歴史民俗資料館及び竹原市伝統的建造物の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市歴史民俗資料館及び竹原市伝統的建造物の指定管理者を指定しようとするものであります。

竹原市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき公募したところ、大新東株式会社及び一般社団法人竹原市観光協会から共同して指定管理者の指定の申請があり、申請の内容及び事業計画書について審査した結果、当該施設の保存、継承、活用において期待できると認められたので、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの

間指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） ただいま市長から提案があった市の歴史民俗資料館及び市伝統的建造物の、いわゆる公共施設の指定管理について質問してみたいと思います。

私、公共施設の管理について、原則市が責任を持って対応すべきだということは繰り返し申し上げてきました。そして、この間市が公共施設を指定管理者に任せるということの、いろいろ問題や課題も率直に指摘して改善を求めてきたところであります。

それで、今回も公共施設、先ほど申し上げた文化財に関わる公共施設を指定管理ということに提案がされておまして、地方自治法のできる規定、公共施設の管理を指定管理者ができるという規定でありまして、決して義務規定ではありません。ですから、私もこの間いろいろ検証してきて、いろいろ課題があれば、改善できるところがあれば改善するという事も率直に申し上げ、改善としては抜本的な、公共施設の管理としては市が直接管理すべきではないかということもる申し上げてきました。

そこで、今回提案に当たっての確認を含めて質問しておきたいのは、1つは歴史民俗資料館の設置管理条例を、市が定めております。ここには第1条でこの条例の目的を明確に定めておまして、竹原市及び地域の歴史や民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集する、保管、展示、または郷土の歴史と文化に対する住民の知識と理解を深める云々ということで歴史民俗資料館の設置管理条例を定めています。そういった目的が第1条に最初に掲げておいて、これが公共施設の設置管理の最大の目的だろうという風に思います。第3条では、資料館が行う業務を定めております。そして、今日提案がある指定管理者による管理ということは第4条で定めておまして、具体的に第4条の2に指定管理者が行う業務ということが明記されております。

そこで、伺いたいのは第1条の目的、具体的に特に資料の情報収集等々挙げましたが、こういった第1条の目的、特に情報収集を、現在ほどの課が担当してきちっとそういう情報収集をしたりしてそれを実行しているかと、この条例の目的を実行しているかということで、まず端的に1つ質問しておきたいのと。

それから、それと関わるんですけども、先ほど条例の指定管理者が行う業務ということも条例を挙げて指摘致しました。ここには指定管理者が行う業務を明確に定めておりま

すけれども、3項目定めております。ですから、この第1条の目的、主に仕事が、資料の情報収集、保管、展示、住民の知識を深める、理解を深めるための仕事というのが目的がある訳ですけれども、それと今回提案された指定管理者が行う業務の範囲、これがどうも、ここに書いてあるんだけど、それが具体的にどう実行されているかということとわかりやすくお答え頂きたいということが第2点目であります。

それから、関わる管理料が補正予算で提案される予定ですが、この管理料が5年間で4,600万円余り、年間では903万円ぐらいの管理料ということが提案される予定でありましょうけれども、こういった、例えば年間の903万円余りの管理料、この積算内容とさっき言った業務委託範囲。指定管理者でこういった仕事をやってもらうと、そしてあとはこのお金が、これだけ管理料を支払いますよということですから管理料の内訳といたしますか、特に人配等の関わる分が聞きたい中心でありますので、そういった管理料の積算内容といたしますか、特に人件費との関わりについても詳しくお聞きしておきたいと。

それから次は、入館料が具体的に前年度なりどれぐらい入ってるのかなということと、具体的に市の公共施設でありますから、歴史民俗資料館で入館料がこれだけあって、具体的に市民にこういった形で還元されているんだよということとをわかりやすく説明して頂きたいということとあります。

それから第4点目には、施設、この建物っていうのは歴史民俗資料館、あとは伝建の3施設がありますけれども、私が勘違いしてたらお答えの中で訂正してもらいたいと思うんですが、いろんな今まで市が提案した中で、公共施設の維持管理の中で、維持という中で小さい費用負担は指定管理者に維持管理を任すということで、具体的にこの歴史民俗資料館とか伝建物の3施設の施設そのものの維持管理、少額の維持管理は管理者に任すんだと、そういった考えなのかを含めてお尋ねしておきたいという風に思います。

議長（北元 豊君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（堀信正純君） 何点か御質問を頂きました。

まず、情報収集というところで、担当課がどこが担っているかということとでございますけれども、これについては私ども文化生涯学習室の方で情報収集等を行っているというところでございます。また、条例の中で目的、あと指定管理者の業務範囲というようなところで御指摘を頂いたところでございますけれども、目的の中では、竹原市及び周辺地域の歴史、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示し、郷土の歴史と文化に対

する住民の知識と理解を深めるため、竹原市歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とするというような形で規定をされているというようなところでございます。

尚、この部分につきましては、指定管理者の行う業務の範囲というところにつきましては、第4条におきまして、資料館の利用に関する事、資料館の施設及び設備の維持管理に関する事ということになっております。こちらについて、資料の保管とか収集、展示というところでございますけれども、一定には市の方で指定管理者と連携しながら収集、展示、あるいはグレードアップという魅力向上というようなところをやっていきたいという風に考えているところでございます。

次に、人件費、補正予算に関わっての全体的なトータルでの経費というところでございますけれども、積算の状況で申し上げますと、平成27年度での積算という形になりますけれども、人件費が789万9,000円。消耗品、事務費経費等が24万7,000円。光熱費、これについては電気、水道というところになりますけれども、これが90万8,000円。印刷製本費、リーフレットの印刷等に関わる経費でございますけれども、これが64万6,000円。修繕料、先ほど修繕の関係がありましたけれども、これについても軽微な修繕については指定管理者の方で行って頂くという形で36万6,000円。通信運搬費、これについては電話料等になりますけれども15万2,000円。手数料として、自家火災報知機の検査でありますとか浄化槽検査で計上しております、これが5万2,000円と7万7,000円という形になっております。

また、委託料として警備の委託料としまして78万6,000円と、植栽管理の委託料として141万4,000円、清掃として17万5,000円等を計上しているというところでございます。

あと、修繕の関係でございますけれども、今指定管理料の中身を説明させて頂きましたが、その中でも軽微な修繕については指定管理料の中に含んでいるということでございます。

なお、15万円以上の修繕というところにつきましては、市の方で負担すると、これリスク分担等の考え方の中で整理をしていると、これについては要綱等でも整理しているというところでございます。

あと、昨年の実績の4施設の入館料というところでございますけれども、これにつきましては、平成25年度の実績で申し上げますと474万6,020円という状況になって

いるというものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 1つは、私がこの設置目的で特に情報収集の責任といいますか、どこでやってるのかなということをあえて伺いました。それは文化生涯学習室ということで市長部局の担当ということでしょうけども、一番気になるのが、市民へのこういった資料を、いろんな竹原市が集めた文化、貴重な資料を市民に発信するなり、活用して頂くという面との関係でいえば、これは今日の提案した分とは離れるかもしれませんが、組織機構の改革の時、教育委員会が本来こういう文化財保護に関わる担当していた、それが市長部局に分けるということが過去にありましたよね。本来いろいろ企画立案になるんかが教育委員会がやって、あとはそれを執行する分が市長部局がやるんだということで、ばらばらということでは私はそれはうまく機能しないということで反対の意見を上げましたけれども、今回の場合も聞いてても、本来集めてそれを市民に活用するというんですか、発信するということが、ただ集めてそれをほっとって生かせる訳はないですから、教育委員会としての本来の業務、集めてそれをいろいろ企画立案したりして、どういう風にこの資料を市民に役立てるかなということでは、教育委員会としての役割というのが本来あるべきなんですけれども、そこがなかって生涯学習室、市長部局が資料を集めてというのは、担当があったということですけども。そういうことも一つはあって、じゃあその企画立案部門との関係の連携はどうされているのかなと、せっかく資料を集めて情報収集したとしても、市民に生かすために活用して頂くために、この設置管理条例の目的を、本来の目的を生かすために教育委員会はこういった役割を果たしているのかなということをもう一回質問しておきたいのと。

それと気になるのは、これは指定管理者が行う情報収集というんが言われましたけれども、さっき言った1つの教育委員会と一体でやるならいいんですけども、しかし資料を集める、企画立案する、それがばらばらで切り離されているのが現状ですから、そういった中で指定管理者の業務を、これは観光部門が大きなメインか知らないけれども、今度は指定管理者として行う業務がここに書いてありますよね。だから、ばらばらで資料を集める、企画立案するんはこっちにばらばら、こういったもう一つは指定管理者で行う業務、これが本来一体として機能しなくてはいけないのに、ばらばらとして今提案されてるということです。だから、その担保がもう少しわかりやすく、実際私は組織改革のところで反



対しましたよ、明確に。一つの、人間として活用してから資料を集めて、それをどういう風に活用するか、そして知識を活用してもらおうかということと一体として取り扱わないとうまく機能しない。そういった中で、今回また指定管理者業務だけを、観光とかこの辺に書いてありますが、館の利用等々書いてありますが、そういったところをまた指定管理者でお願いすると、そしたらばらばらとなって全体としての資料館としての機能が本当に果たされるのかなということが一番心配で、わざわざ目的はこうある、指定管理者の業務はこうなっている、その連携はどうなるのかなということをもう少しわかりやすく説明して頂きたいと。

それから、補正予算との関係で管理上のこともあえて伺いました。

修繕料について、いろいろ4施設で37万円弱というような管理料の中の修繕料ということでしょうけれども、私はそういう中で軽微な分までその指定管理者で逆に負担させた場合、どうしてもいろんな無理が来て、最終的には施設もうまく、その軽微なところも財源を含めて修繕なりができるような担保がどこにあるのかなと、どっかでしわ寄せが来て、結局はその、今度は人の配置のところにしわ寄せが来て、だんだんだんだんその歴史民俗資料館なり各3つの施設の人の配置の問題にしわ寄せが来るのではないかというのを心配するものですから、そういった人件費、そこでの人の配置、その報酬等々を含めて、修繕料とか指定管理者そのものでしわ寄せがいかないと、これだけきちっと労働基準法に基づくような人件費はきちっと支払うことができるというその説明をお願いしたいという風に思います。

それから、入館料が4施設で470万円余りということがありましたけれども、私が聞きたかったのは、公の施設でこれだけの施設入館料が入ってきたと、これを市民に還元するという考えがあるという前提で私は聞きたかったんです。ですから、具体的にこの4施設で470万円余りの入館料があったと、これをこういう形で市民に還元しているということを、いろいろと市民サービスなりこういったところに役立っているんだということを明確に説明頂きたいなという風に思います。

議長（北元 豊君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（堀信正純君） まず、施設管理運営に関わってのこととございますけれども、まず入館料のこととございます。これにつきましては、先ほど460万円、70万円余りの収入があるということとございますけれども、これにつきましては指定管理者の収入として収受できるという形の中で、指定管理者の収入となっているというところで

ございます。これをもちまして全体的な指定管理料を積算をしているというところになります。

また、教育委員会との連携というところでございますけれども、一定には指定管理者において施設の維持管理、利用料金の徴収などの業務を行って頂きます。あわせて、議員の御質問のグレードアップと申しますか、展示であるとか資料収集という部分につきましては、今後におきましても指定管理者と協議、調整等を図りながら魅力ある施設に努めてまいりたいという風に考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 入館料、私が聞いたのはちょっと違う答弁をされるから。470万円があった、それを指定管理者に渡すようになってる、それは私も知ってる訳なんです。ですが、私が聞いたのは、公の施設ですから470万円、500万円近い入館料が入った、これは市民サービスとして市民に還元しなくてはいけないなというんが私の思いなんです。それが全くもう考えてないよというんなら、それは正直に答えて頂かないと勘違いすると思うんです。そこは、松本が言うようなことは一つも考えてないよと、管理料の収入の中にただ入れとるだけよというんならそれでそれと明確に答えて頂きたいと。そうでなくて、せっかく公の施設で470万円の、これは貴重な市としてのお金です、それを市民に還元するんが当然じゃないんかというのが私の思いですから。それは提案者として、あなた方はそうじゃないよと、そこまで考えてないよというんならそれを率直に言うべきだと。

それからもう一つは、せっかく集めた、この設置条例がある訳ですから、歴史民俗資料館に関わって今お尋ねしてるけれども、さっきこの歴史民俗資料館を設置した目的がこうなんですよと、収集してそれを市民に最大限に活用して頂くということでは、本来収集したけどもただ指定管理者と連携をとる。連携をとるというて指定管理者の仕事はこれだけしかないんです。そこの実際今やってることをきちっと言ってくださいや、きちっと企画立案の頭脳部門と収集の部門が連携して、そこは心配ないようにうまくいってますよというんをやってくれないと、ただ連絡調整であってということは、実際のこの公の場で説明責任を果たしてるとは言えないということですから。私は相当無理があるなと思うんです。ですから、きちっと情報収集した、それを市民のためにいろいろ活用して頂くような具体的に今取り組んでることを、事例をわかりやすく説明してください。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 1点目の入館料の考え方の問題ではありますが、利用料金制度を採用する前の収入というものは、全額市がそれを歳入として入金をしまして、歳出部分についてそれを充てていると。不足するものについて、一定には全体の経費の中で調整をしながら各施設の運用を図ってきたところであります。

利用料金制度を採用するということを決めました以降は、その利用料金制度の中の一定額については市の歳入として納めることとなりますが、それ以上の収入があった場合には、指定管理者の収入としてこれを一定に指定管理者が管理を行う管理運営の中に採用していく、歳入として取り入れた中で運用していくという風なことをした訳であります。

したがいまして、利用料金制度を採用しようがしまいが、この歳入というものについては、一定にはこの施設を管理するために入館者に求めてきたものということで、これは一定に歳入として市の方に取り入れられたものは施設管理に資するものとして市民のためにこれは使ってきた、今も使っているという風な考え方でございます。

それと、歴史民俗資料館及び文化施設の目的というものは、皆さん御承知のとおり、竹原市の誇れる伝統的建造物の保存地区内に位置するこの4施設の中で、いかにこれを文化的価値を高めて、または竹原市に存在する、または埋もれている資料をいかに発掘をして、それを竹原市の市民のため、または竹原市発信のためにどのように生かすかという風な目的であろうかという風に認識してはおります。

現在、文化生涯学習室にも学芸員を配置しまして、その学芸員をもとにいろんな調査研究や課題について取り組んでいるところでございます。

その中で、発信というものにつきましては、基本的には文化施設で行う、または民間団体と連動して行うイベントや行事の中で発表させて頂くということが一つあると思えますし、今後においても歴史的な資料っていうものは、なかなか1日にして収集したものが全て皆様にお披露目するというイメージでないものもたくさんございますので、それを竹原市の宝として今後大事に保管し、それらを皆様の前にお披露目をすべく準備をするという作業もあろうかと思えます。それらを含めまして、管理者の皆様とともに、またはその関係の団体の皆様とともに、この文化財の価値づけといいますか、そういうものについては竹原市としても取り組まなきゃいけないのではないかという風に認識してございます。

お尋ねの教育委員会との関係でございますけれども、その辺のところにつきましても教育委員さんの方からの意見も取り入れながら、または提言を頂きながら全体として取り組

むという風な方向で今進めているところでございますので、そのように御理解頂ければと思います。

議長（北元 豊君） 14番脇本議員。

14番（脇本茂紀君） まず、お伺いしておきたいのは、これまで具体的に指定管理をこの4施設においてはやってきた訳です。その指定管理が今回ここに書かれている大新東と観光協会に変わるという経緯がある訳で、これまでNPO法人がやってきた管理運営と、それから今回この大新東と観光協会がやる管理運営に、これはプロポーザルがやったのかどういふ形でやられたのかはよくわかりませんが、どういふ優位性といひますか、あるいはこういういい点があるんですよと、そういうことで今回この2つの団体が受けることになりましたという風なことが、提案理由の中で説明されなくてはならないという風に思ひます。その点について1点はお答えを願ひたい。

それから、先ほど御質問がありましたように、学術的な歴史文化の研究、あるいは継承という風な意味からすると、この4つの施設については非常に重要な役割なり意味を持つてゐるし、それはとりわけ市内の様々な研究者にとつてもこれらの施設、あるいはこれらの施設が本来保有している様々な資料という風なものをどういふ風に保存し、管理し、なおかつ公開し、そういう風なことが密接につながらないと、この施設が十分に有効に活用されることにはならないという風に思ひます。今回の指定管理を行う上でどのような配慮なり、あるいはそういうことがどういふ風に斟酌されてこのような結果に至つたのか、そのあたりの経緯をもっとしっかり説明をして頂きたいと思ひます。

議長（北元 豊君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（堀信正純君） 公募についてでございますけれども、今回の指定管理については、効率的、効果的かつ安定的な管理運営を目指すとともに、施設の設置目的である竹原市が持つすぐれた伝統的建造物を活用し、もつて市民の文化財に対する意識の向上を図る、及び周辺地域の歴史、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示し、郷土の歴史と文化に対する住民の知識と理解を深めるための具体的な提案を指定管理者の方に具体的に求めたというところでございます。

今回、指定管理者からの提案につきましては、当該施設の保存、継承、活用におきまして、施設の運営、維持管理を適切に実施するとともに、地域住民あるいは団体、市との連携、文化、観光活動への協力、貢献といったところが期待されるというようなところが全体の審査の中でもありましたことから、より今回、効果的に設置目的を達成しようとする

ものが認められたということで、指定管理者の候補者として適する団体として今回上程させて頂いているというところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 14番脇本議員。

14番（脇本茂紀君） この指定管理者に応募したのは、これジョイントを組んでるんかどうなってるんかわからないけども、この2つの団体が応募されただけなんですか、それともほかにもそういう応募があったのか。その中でこっちがもう一個の団体に比べて今のような点で非常に優位であったということなのか、そこらあたりをお聞きをしてる訳です。

それともう一つは、さっきの質問にもあったように、そういう歴史、学術、文化という風な機能とこれの管理の機能というものが切り離された場合に、例えば観光に具体的に活用するにしても、そういうものがしっかり裏づけしてないと観光に有効に活用されないというのは、これまでの具体的な経過の中で明らかだと思うんです。例えば、企画展示という風なものが余りされないまま観光客にそれを見せるとなると、いつ行っても同じじゃないかと、あるいはいつ行っても展示物がないじゃないかという風な指摘は多分しばしば受けていると思うんです。そういう意味では、充実した展示を行うためには学術や文化や、そういうことに対する識見という風なものが十分あって、そういう企画展示が十分にできるような人材というものがそこに要る訳です。これは、じゃあ文化生涯学習室がその人材をしっかり持っていて、そういうことに対しての企画展示については日夜いろんな課題について学習したり検討したり、あるいは先進地のものを調べたりとか、そういう風な作業が一体的に行われなければ、建物が建物としてあるだけでそういう風に、ある意味では観光においても有効に活用されるようなことは期待できないのではないかと。この間実際にやってみて、例えば企画展示とかそういう風なものが十分に有効に行われてきたかどうかについては、まだまだ不十分だったと思います。そういう意味では、そこらあたりの総括というか、この間の4施設の内容についてどういう風な総括がされて新たな指定管理というものがされるのかということは、とりわけこれを指定管理させる側の行政においてしっかりとした見識というものがまさに要ると思うんです。そういう視点の中で、今度の新しい、こういう受けた方々が今申されたような方向性というものをしっかり位置づけて、じゃあそういうことであるならばこの管理においてはこういう風な人的な配置をしたいから、こういう人的配置について、例えば求めてくるとか、あるいはこういう風にこの施設

を有効に活用したいからという風な提案があるとか、そういう風なことが、つまり指定管理者を設定する場合に相互でやりとりがされてしかるべきだと思うんです。そういうことは実際に、今回のこの指定管理の今あった、どういう方法でやったんか聞いてもよくわかりませんが、入札過程というか、これを受ける過程で、そのような議論がどのようにしてなされたのかということをお伺いした訳で、単に答弁にあるようにこれだけのことをやりますから、こういう風な要件を課しておりますから大丈夫ですよというのでは余りにも不十分ではないかと。そういう意味で、指定管理というのをしっかりするためには、相手のそういう提案というものがどういう風な内容であって、それをまた行政の側は行政の側としてどういう風にカバーして、そういう充実した施設なり今後の管理運営が充実したものになるような方向性というものが、この決定の過程で見出されなくてはならないと、そういう風に思う訳ですけれども、そこらのことをどういう風にやられたのか、あるいはやっているのかということについてお伺いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 1点目のどのような経過で今回御提案させていただきました事業者に決定したかというところでございますが、この決定に際しましては、指定管理者の公募をさせていただきますが、基本的には、これは2社の名前になっておりますけれども、コンソーシアムとしての1社が公募をされてまいりました。その中で、この1社について審査委員会でのプロポーザルを受けまして、その中で内容を審査し、決定をさせていただいたところでございます。このコンソーシアムという形が、基本的に竹原市の文化施設においても初めてだったものですから、いろんな形でこの内容について聞き取りもさせていただきますが、最終的にはそれぞれの強みが発揮されることを期待する中で、大新東さんの施設等経営管理能力、それから観光協会は議員御承知のとおり、現在のNPO法人が今指定管理者として使用させていただきますけれども、以前観光協会がこの指定管理者として努めて頂いたこともございます。そのような、それぞれの持つ強みといいますか、そういうようなものを一定には期待をするということが最終的な判断。

提案の内容といたしましては、いろんな意味で観光協会さんは地元の団体でございますし、それぞれの持つコミュニティまたは人脈、または観光に対する取り組みというものを、集客の一番のスポットであるのは竹原市の町並み保存地区ということでもございます。ただ1つ心配するのは、当該施設は文化財でもございますので、その辺の認識をどのように持つか、基本的にはそこが一番重要という風な認識でございましたので、そこら辺

のところの提案というものも聞き取りする中で確認をさせて頂いた上で、最終的には良好な管理をして頂けるということを我々として判断を致しまして、今回御提案をさせて頂いたところでございます。

いずれにしても、この文化財の施設の持つ機能を、竹原市は竹原市として、また指定管理者は指定管理者として、どのように発揮し機能をグレードアップしていくかということについては、議員の御指摘にもありましたように、企画展示の部分につきましても大変課題があるのは事実でございますので、そこら辺も含めまして、職員は職員のノウハウを遺憾なく発揮し、または指定管理者の方からもいろんな提案を受けながら、また町並みには保存会等の団体もございますので、それらと連携する中で進めていこうという提案の内容でもございますし、我々としてもそのように進めてまいりたいという風に考えております。

議長（北元 豊君） 14番脇本議員。

14番（脇本茂紀君） 前段の部分のコンソーシアムっていうのがもっとわかりやすく。コンソーシアムというのはどういう決定方式なのかというのを教えて頂きたいというのが1点。

それからもう一つは、町並み保存地区の中にある4施設、それもある意味では基幹になるような、中心的になるような4施設でありますから、そういう意味では、そのほか竹原市が持っている様々な計画、あるいは国の計画における町並み保存地区の修景や景観の整備、それから、これからの運用なんかも含めていろんな将来計画がある訳です、実際。それは、市においては非常に中心的な、ある意味で今後の計画としてこれを執行していかなくてはならない。それらと今の4施設の管理運営ということも不可分です。特に私が申し上げたいのは、歴史の研究の機能、とりわけ学芸員、そういう方々や、それから市内の様々なそういうことに携わっておられる方々の能力やノウハウというものを有効に活用するっていうようなことも含めて、もっとこういう課題を一つの契機として、文化、学術、芸術に対する組織といいますか、そういうものをもっとしっかり充実させていかないと、個別の指定管理の問題だけにとどまらない、竹原市の文化、芸術のレベルアップというように、これが一つの契機になるようなことを考えるとすれば、もっとそういう博物館や美術館や、あるいは歴史民俗資料館のネットワークという風なものをしっかり確立していくその一助というか、出発点にもなるという風な位置づけをしてこういうものに取り組んでいく必要があると思う訳であります。だから、単に指定管理の問題でないこと

は先ほどから議論されている訳ですがけれども、特にこの町並み保存地区の今後の将来計画なんかともあわせてこの課題を、これを一つの契機としてしっかり議論をして頂きたいと思うので、さっきのコンソーシアムの説明とあわせて、そうした将来像についても御答弁をお願いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） コンソーシアムと申しますのは、共同事業体という風に御理解頂ければと思います。もちろん、双方でリスク分担をされる中で今回の指定管理の目的に共同で申し込みをされたという風に御理解頂ければという風に思います。

それから、町並みを核にして、いかに文化財としての竹原市の持つ魅力の発信が観光双方でどのように進めていくかっていうことをございますけれども、もちろん歴史的風致維持向上計画を策定する中でも、学識経験者や竹原市の議員御説明の各団体の皆様とも交わって頂いていろんな議論をさせて頂きました。町並みの現行のエリアの拡大等についても、いろんな御意見を頂く中で今後の竹原市における全体像としての計画をどのように進めていくかということについては、さらにこの協議会なりいろんな団体を中心に進めていかなければならないという風に思っております。指定管理者につきましても、いろんな形でこの協議には加わってくるのではないかという風に我々も想定はしておりますけれども、そのような中でブラッシュアップというものをいろんな場面において求め、またはこれからも竹原市としても取り組んでまいりたいという風に思っております。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第66号に反対をしたいと思います。

これは、2年前に竹原市、竹原市教育委員会、町並み保存会、この3者がつくったパンフレットがあります。ここには、次世代に残したい町並み、先人たちは私たちに何を託し



たのか、私はこのことが今、今回の提案では問われていると思うんです。

それで、歴史民俗資料館の条例を引用しまして、本来この設置管理条例、この第1条の目的そのものがどのように担保されているのかなど、竹原市民の全体の貴重な財産として、私はこういった今、2年前につくった竹原市や教育委員会や町並み保存会、これをいかにして我々が守り活用していくか、このことが先人が我々に託している大きな仕事だと思うんです。これが本当に今回提案された中で明確に、繰り返し求めても教育委員会は一言も答弁しないじゃないですか。こんなことで、こういう先人たちが我々に託したことが責任を果たせますか。

設置管理条例で第1条の目的が、集めた資料を財産として竹原市民に、いろんな住民の方々に活用していく、そのことの責任をどう果たすのかと聞いても明確に答えられないんじゃないですか。私は今のこのパンフレットを見て、本当に改めてこのことも問われていると、指摘したいと思うんです。そこの改善を求めておきたい。

それと、私は公共施設の管理のあり方をいろいろ指摘して、例えば指定管理者になったとしてもいろいろ問題や課題が出てきたら率直に是正していく、市が本当に責任を果たすようにしていく、これが大切ではないかということを繰り返し申し上げてきました。

1つは、指定管理者の仕組み、私はこの民間企業の良し悪しを言ってる訳ではありません。民間企業は基本的には収益が大前提ですから、こういう管理のあり方を私は民間企業に任せる、そして受けた人なんかも、民間企業の人でも大変です。修繕料なんかは15万円以下の軽微な分は自分たちがやらなくてはいけない。公の施設、そりゃ確かに公の施設だから市が責任を持って対応しなくてはいけない。しかし、こういった受けた指定管理者の中のいろんな工夫と努力も要るんでしょうけれども、それで対応しなさいよということが契約事項の中に入っている。

それともう一つは、470万円近い入館料、こういったことが私は貴重な、本来は税収、市の方に入ってくるお金が指定管理者に任せる、しかしその中にも一体的に組み込んでしまっただけでどういった形で明確に使えるか、貴重な470万円のお金が市民に還元されるという明確なチェックさえできない、それが今の仕組みなんです。ですから、私はこういった指定管理者の問題で民間企業の良し悪しを決して言ってるんじゃない、仕組みの問題として、企業としては利益は大前提ですから。そういった中ではコストを追求するしかない、これは絶対の使命なんです、民間の企業の。ボランティアでやってる訳じゃないんですから。ですから、こういった管理の仕組みは考えないといけない。そのことをしないと

いろんな、本来設置目的が十分果たされない、これをどんどんばらばらに集めた、いろいろ検討しなくてはいけない、観光のためにとかいろんな活用してもらわないといけない、それがばらばらじゃないですか、今の管理の仕方が。こんなことでうまくいくはずがない。ですから、私はこういう２年前につくったパンフレットを、あえてもう一回最後に言うて反対討論にしたいです。

次世代に残したい町並み、先人たちは私たちに何を託したのか、竹原市や教育委員会や町並み保存会、３者がつくったこの貴重な財産を我々が守って次の世代に引き継がなくてはいけない。こういった使命を我々が託されているのに、今の、確かにコスト最優先の指定管理のあり方は私は間違いだということで反対としたいと思います。

議長（北元 豊君） これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8

議長（北元 豊君） 日程第 8，議案第 6 7 号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第 6 7 号道の駅たけはらの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、道の駅たけはらの指定管理者を指定しようとするものであります。

竹原市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき公募したところ、大新東株式会社から指定管理者の指定の申請があり、書類審査による 1 次審査及びプレゼンテーションによる 2 次審査を行った結果、当該施設の管理運営において期待できると認められたので、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間、指定管理者として指

定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） この点についても、簡潔に伺いたいのは、1つは補正予算との関係もあるんですが、今回こういう指定管理を民間業者に委託するという事で、公共施設を管理委託するという事で、補正予算で年間ですれば1,500万円余りの指定管理料ということになるかと思うんです。この積算根拠と、道の駅の第4条の事業といいますか、この事業が設置管理条例に定めておりますけれども、こういった事業との関係を説明して頂きたいと。管理料と4条の事業の関係、これを説明して頂きたいと。

それから2つ目には、公の施設、この施設に伴って2階の交流施設、あるいは1階の様々な事業を行っての収益等がありますけれども、こういったこの施設に関わっての収入を具体的に市民にどういった形で還元させるのかと、還元しているのかということも、実績、もうやられている訳ですから説明して頂きたいと。

それから、私は公共施設の指定管理にはいろいろ異議を申し上げてきました。この百歩譲ってという言い方がいいかどうかわかりませんが、前回の時も地元の振興といいますか、地元業者への仕事の確保ということが、私は今の市内業者の状況を考えたらいろんなところで繰り返し申し上げてきました。そこで、今回も結果としてはこういう同じ業者が公募ということで選定されて提案されています。それで、私は前回の時に申し上げたのは、わかりやすく言えば、いろいろ中のノウハウとか条件は確かにあることは説明を伺っておりますけれども、端的な言い方をすれば、少々コストが上がったとしても地元業者への仕事をできるような選定、いろんな入札とかというのがあるんでしょうけども、地元業者へ委託するというようなことは検討しないと、市内業者は本当に仕事がない大変な状況が誰が考えてもある訳ですから。ただコスト削減だけという見方だけでは、結果として同じような扱いになっているということで私は心配する訳です。ですから、前の時に、私は大ざっぱな言い方すれば、少々コストが上がったとしても市内業者への仕事を確保するための工夫は要るんじゃないか、これを3点目として、こういった工夫をしてきたんかどうかを端的にお尋ねしておきたいと。

議長（北元 豊君） 商工観光室長。

商工観光室長（向井直毅君） 3点ほど御質問を頂きました。

まず、1点目の道の駅の事業と管理料の算出の根拠ということですが、まず道の駅たけはらにつきましては、その設置主旨であります道路利用者等への良好な休憩場所の提供及び道路や地域の情報発信、さらには地元産品の販売による地域の活性化、また地域の防災拠点として市民の向上を図ることを目的と致しております。

そういった中で、こういった設置目的に沿って必要となる管理料、例えば駐車場でありますとか施設に関わる光熱水費等々の経費を積み上げまして算出したものが、この度補正予算でも上程させて頂いております1,500万円弱の管理料ということになります。

続きまして、収益、施設の収入の還元という部分につきましては、まず道の駅たけはらにつきましては、他の公共施設と比べまして物産や飲食の提供などの収入が施設全体の収入の大部分を占めるといった特徴を持つ施設でありまして、このような収益、物販に関する民間の能力、ノウハウを活用する中で、そういった能力のある管理者に施設使用料、収入も含めまして包括的に管理をお願いをするということで、効率的または効果的かつ安定的な管理運営を行おうとするものであり、またそういった収益が出た場合は50%を、また今回市の方へ還元頂くという提案を頂いているところでございます。

また、地元業者をもっと活用すべきではないかというような御質問でございますが、まず市内の業者が参入しやすいような取り組みということで、今回募集要項には市内に営業所等を有することや単独での応募が難しい場合につきましては複数の法人等が構成して応募できるということと致しておりましたが、今回も残念ながら結果的には市内業者の応募がございませんでした。しかしながら、今回道の駅の指定管理者として指定しようとする大新東につきましては、本社は確かに東京ではございますが、現在竹原に営業所を置いて頂き、商工会議所の会員としても加入をされております。また、道の駅管理運営に関しましても、売店では竹原の特産品、1次産品を初め竹原市の様々な商品を多数そろえ、竹原の産品販売におけるアンテナショップとしての機能も果たして頂いており、これらの地域の活性化、経済の活性化につながる取り組みについて一定に評価をさせて頂き、また今後一層のサービス向上や地元貢献等を意識した姿勢が認められるということを判断致しまして、引き続き指定をさせて頂こうということでございますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 2点目の施設に関わる使用料なり、いろいろ売り上げとかという

金額も言って頂けなかったんですが、これは昨年6月の担当委員会の資料で決算の報告があります。それで、これは昨年6月の資料ですけれども、道の駅の中で営業収益、地域交流施設等の使用料、あと自動販売機ということで、全部で8,400万円近い収益という風になっております。今年がどうなるとるかというのを、これと近いかわかりませんが、例えばそういう最新の決算の分でこういった収益の報告といたしますか、だからこれをお願いしたいのと。

私が先ほども申し上げてるのは、こういった公の施設ですから、公の施設を使って、2階の交流スペースの分はこの資料では五十五、六万円の施設の使用料しか入っておりませんが、営業収益の場合は相当大きな、8,100万円近い営業収益が計上されております。ですから、私が再確認したいのは、この公の施設を使って使用料が五十何ぼ、営業収益がこれだけになっている、ここの見方です。ですからもう少し、ただプラス・マイナスで粗利が10万4,000円ぐらい出てますけれども、この2分の1が竹原市へ入るという取り扱いの仕方が本当にいいのかどうかという面でお尋ねしてる訳です。ですから、私は、例えば営業収益というのが8,200万円近く出てます、こういういろいろな施設の使用料、2つの売店とか事業収益、その事業での収益が出ているこの8,200万円近い収益を、市民に少なくとも見える形でどれだけ還元できるかっていうのはあるんでしょうけれども、市民にきちっと説明して、公の施設でこれだけ営業収益なり施設の利用料があった、これをきちっと市民にこれだけ還元しているよということの報告があつてしかなるべきじゃないかなという思いがすること、もう少しこの2点目、再質問になりますけれども、この施設に関わる使用料なり営業収益等を市民にどういう形で還元しているのかなということを明確に説明して頂ければと。

それから、地元業者への仕事確保の問題で、私は前回の報告を知っている訳ですから今回改めて伺いました。何か市内業者の応募がなかったと、残念だということの報告があつたという風に答弁があつたと思うんですけれども、私は地元業者に仕事を確保するために知恵と工夫をする必要があると思うんです。それをしないでおいて前と同じようにやって、公募したら市内業者からなかった、残念だと。これでは余りにもひどいんじゃないかなという風に思うんです。ですから、私もちょっと大ざっぱな言い方しましたがけれども、前回の教訓から大ざっぱな言い方では、少々管理料等、委託料等のコストが上がっても地元業者へ最優先して仕事を確保すると、そういう知恵と工夫はあつてしかなるべきじゃないか、そのことについて市長、どうお考えですか。

議長（北元 豊君） 商工観光室長。

商工観光室長（向井直毅君） まず、売り上げと使用料収入についてということでございます。

直近の平成25年度の決算状況のベースで御説明させていただきますと、まず売り上げにつきましては、売店での売り上げが約2億円を上げておられます。また、1階の外のイベントスペースでの使用料収入というものが約47万8,000円、2階の地域交流スペースの施設使用料が約11万6,000円というような形になっておりまして、これらの収入を全て合算して利益が出た場合につきましては、50%市に還元をして頂くというようなこととなっております。

また、地元への貢献ということで、我々と致しましても地元にいる貢献をして頂くよう大新東株式会社さんの方にもお願いをして頂く中で、売店におきましては、地元での業者の売り上げがおよそ全体の売り上げの7割を占めているというようなことで、特に地元産品への配慮というものもして頂く中で地域貢献やにぎわいの創出に寄与して頂くよう、これからも指定管理者と連携をとりながら実施してまいりたいという風に考えておりますので、よろしくお願いを致します。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） いいでしょ。

松本議員の委託に関する考え方について一定の理解というのはある、よくわかってはいるんですが、率直に申し上げると今ここに出す、指定管理がベストかどうかと言われれば、地元の育成とかそういう観点もあって、還元が行き届くような形の指定管理というのが道の駅の場合大切であるということは、担当部課長、みんなそのように思っておる訳だと、私も同時にそう思っております。これは直営から指定管理者に変わって、今後どのようにしていくかということの中で、今順調な運営がなされておるという中で、大新東さんの方へお願いをしていくということ、悩ましいところもございますが、御理解頂きたいという風に思います。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） さっきの担当課の方の答弁漏れで営業収益、私抜かしたんでしょうか。メモが抜かしたんでしょうか。

この昨年6月の分では営業収益、これが8,200万円近い、こうなってますし、さっき売り上げがと言われたんでしょうから、そことの説明がちょっと差が物すごい開きある

なというんが感じたものですから。ちょっと私の勘違いがあれば訂正頂きたいんですが。

去年6月に頂いた資料では営業収益が8,200万円近く、ここには下の売店とかレストランとかいろいろあって8,200万円近くの営業収益がありますよと、ほいで一つは、今度は2階の交流スペースのことでしょうけども、2階の施設の使用料が55万8,000円、56万円近くありますよということで、あとは市の指定管理委託料、これが1,500万円ありますから、全体での9,800万円近い収入の部という決算になっております。ですから、ちょっと私が間違いかどうかも含めて、2億円というんがどっから出てきたのかなというんが不思議に思ったものですから、営業収益、地域交流施設の利用料、あとは自動販売機の手数料とありますけれども、それと市の管理委託料ということで合わせても9,800万円、1億円近いという収入の部の決算になっておりますので、そこをもう少し明確に確認しておきたいと。

それから、今市長答弁の分では私が常に思うんは、今回初めてこういった指定管理を委託して、民間企業にそういうお願いせざるを得ないと言うたらおかしいんですが、私はこの大新東さんの良し悪しを今議論するつもりは決してないんですけれども、私が前の時にもそういうことがあって、そこは何で地域の地元業者の仕事を確保しないのかなということで、私は再検討する時期じゃないかなと思うんです。そこがあるから私はずばり言うて訳なんです。ですから、大ざっぱな言い方で、指定管理が私はいいとは思わないけれども、百歩譲ってこういう風にやる仕組みとする場合じゃったら、せめてコストの少々高くなってという言い方が、ちょっとざっくりと言いますから皆さんにどう伝わるかわかりませんけれども、少々コスト面を配慮してでも地元業者への仕事を確保するということが、いろいろ答弁が出てこないじゃないですか、今の担当課長の聞いたら。ですから、そういう面ではこういう指定管理することに矛盾が、もう限界が来てるのかなと私は思いますけど、そこについてのお考えがあれば。見直さざるを得ないんじゃないかなという思いがあるもので、そこは市長が答えられるんでしたらそこだけでいいですけども、ちょっとお答え願えればなという風に思います。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 松本議員から道の駅の指定管理の候補者の決定についての、今御意見を頂いております。

先ほど市長、御答弁申し上げましたように、指定管理者制度については、先ほどのもう一つ前の件についても同様に、まだまだ課題もございます。そこらについて、松本議員の

貴重な御意見を参考にしながら、来年4月1日の供用開始に向けて鋭意努力をしてまいります。よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 商工観光室長。

商工観光室長（向井直毅君） 先ほどの収益の部分につきまして、申し訳ありません。

先ほど2億円と申し上げました。売り上げベースでの金額を申し上げてしまいました。確かに収益の部であれば平成25年度の決算状況を見ますと、地域交流スペース等の施設利用料と売店等での売り上げを合計しまして約8,400万円の収入ということになります。

以上でございます。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 私はこの議案に反対をしたいという風に思います。

公共施設を指定管理するということは、地方自治法上できる規定ということで紹介を私もしました。それで、この間竹原市がいろんな面でこういう制度を利用してきたということも事実ですし、私はそこで繰り返し検証を求めて、いろいろ課題があるなら、それが整理できる課題ならいいんだけど、この指定管理者の仕組みそのものに公共施設を任せると、それが無理があるといいますか、限界があるんじゃないかということで、個別のわかりやすい、この件でいえば地元業者への仕事をどう確保するかということをあえて提起しました。しかし、そこが率直に言って、市長もいろいろ苦勞する答弁があったように私は受けとめましたけれども、仕組みそのものにもう限界があって、私はこういった公共施設のあり方を、指定管理者というのはもう限界が来ていると、見直すべきじゃないかということを率直に申し上げて反対討論としたいと思えます。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。



本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9

議長（北元 豊君） 日程第9，議案第68号竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第68号竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援事業及び基準該当介護予防支援の事業に関する基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、厚生労働省令で定められた基準を参酌し、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 議案第68号について質問します。

参考資料を頂いておりますけれども、これは端的に言えば介護保険法が改正されて地域の自主性、自立性を高めるための改革の推進なんだという柱の説明があります。そこで、この解釈の仕方もあるんでしょうけれども、それによってこれまでこの政令で定めた基準を市で条例で定めることができますよということで、特に私が心配するのは、こういった当該事業における人の配置、人の基準っていいですか、人の配置がサービスの質を決めると

いっても過言じゃないと思うんです。ですから、この介護保険法の改正、改定ということの中身は、地域の自主性や自立性を高める改革という風に書いてありますけれども、この中身は竹原市の実情に合って、人の配置なんかも国が決めてありますけれども、それを上回ってといいますか、実態に合ったような人を配置してサービスの、質を向上させるということも可能なような条例を制定するということという風に受け取ってもいいのかなどうかをお尋ねしておきたいと。

それとの関わりはありますけれども、人の配置の基準というのが、一つは次に出てくる人もありますけれども、配置基準で参酌すべき基準、これは参考にすべき基準、人の配置の基準ですけども、これは国が定めているんでしょうけれども、この参酌すべき基準、特に人の配置の基準っていうのは義務規定ではないんでしょということの確認をさせて頂ければという風に思います。

それと、2つ目の柱の質問は、この条例を竹原市が制定してどう変わるのかなということで、担当事業がありましたらその担当事業について、現状ではこういった人の配置をされて、この条例をつくったらこういう人の配置が、人数が何人から何人に増えるとか、そういう配置基準ができますよという現行の現状と、この該当する事業について人の配置の現行の基準、現行と条例をつくった後の配置の人の基準、人の配置はどうなるのかなということをおわかりやすく説明して頂ければと。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） では、お答え致します。

まず、今回の条例案でございますが、介護保険制度に基づくものでございます。介護保険制度につきましては、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みと致しまして、平成12年4月に創設されて以降、この間3年ごとに事業計画を策定致しまして、社会全体にその仕組みが定着してきたところでございます。

現行は第5期計画ということでございまして、本年度をもちまして計画期間が満了することとなっております。現在第6期計画を策定しているところでございます。

そういった中ではございますが、今回の条例案につきましては、先ほど議員からお話ございましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法、こちらの施行によります介護保険の一部改正に伴うものでございます。この第3次地方分権一括法の成立に基づきまして、地方公共団体が今回条例案として提出させて頂いております介護予防支援事業所、地

域包括支援センターの指定基準を条例で定めることによりまして、その際の基準が省令改正により定められておったところでございますが、今回地方自治体の方で条例を制定ということになったものでございます。

それで、幾つか御質問ございましたが、今回の条例制定に当たりまして、根拠法の中で従うべき基準、こちらは厚生労働省令で定める基準に従うこととされているものにつきましては、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから厚生労働省の基準どおりの内容としておりまして、また参酌すべき基準と致しまして、厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているものにつきましても、これまでの現行の厚生労働省の基準にのっとりまして適正に事業運営されているということから、厚生労働省令に定める基準どおりの内容としているものでございます。

その点からおきまして、人の配置のこと、またこの条例制定によってどう変わるのかということでございますが、現行の基準のとおりの内容で事業運営と、これが適正にされていることから、今回基準どおりの内容で条例案を提出させて頂いております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） ちょっとわかりにくいです。ですから、人の配置の問題では、この義務規定の従うべき問題と、もう一つ参酌すべき基準といいますか、要するに地方の実態に合ったように弾力的に配置できるよという基準という風に私は受けとめるんですけども。だから、具体的にその事業で、竹原市に該当する事業で義務規定の従うべき規定のどういったところに配置があって、現在人数はどうなっているのかなと、それが条例制定でどう変わるのかなというんが、具体的な事業所の配置の分で説明して頂ければなど、わかればお願いしたいと。

それで、参酌すべきというのは、弾力的に私がさっき引用したような地域の実態に合ったような自主的に配置できるということの理解をしてもよいのかなと、その場合は、現在こういった該当する事業があって、人の配置はこうなって、条例制定では増員するといえますか、そういう配置ができるのかなという風に理解をしてもよいのかということで、具体的に竹原市での該当する事業所での人の配置がどう変わるのかなということの説明を求めました。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

まず、参酌すべき基準ということでございます。こちら、今回条例案で制定しておりますが、まず条例案の中でいいますと、参酌すべき基準としますと第2条の基本方針、第8条のサービス提供の困難時の対応、受給資格等の確認、以後ございますが、第10条の要支援認定の申請に係る援助、第11条の身分を証する書類の携行、利用料等の受領等ございます。

従うべき基準と参酌すべき基準で議員の方からお話ございましたが、参酌すべき基準とは、当然十分参照した上で判断しなければならない基準ということ、またこちらを踏まえて現在やっております。

それと、具体的な事業の中身ということでございまして、介護予防支援ということでございます。介護予防支援につきましては、平成18年度に創設されたサービスでございまして、居宅の要支援1、要支援2、この認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画との調整や事業所などと連絡を行って支援するというものでございます。こちらの介護予防サービス計画の作成は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者と致しまして行うものでございまして、具体的には職員として定められた保健師、経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士らの方が携わられるということでございます。それを受けまして、指定介護予防支援というものでございますが、こちらは要支援認定を受けた被保険者のうち居宅で介護を受ける人、これは居宅要支援被保険者と申しますが、こちらの人が市長が指定する指定介護予防支援事業者、地域包括支援センターから介護予防支援を行う事業所、こちらは市内にございます居宅介護支援事業所により行われる介護予防支援ということでございまして、こちらで行う支援で人数等も今回条例で定めております従業者の員数等充足しておりますので、今後も人員基準等も従うべき基準で定めております。条例訂正によりまして、今後もこの基準を充足致しまして事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） ちょっとなかなかわかりにくいんですけども。

私、要するに具体的に聞いておるのに、なかなか該当事業所がないんなら別なんですけど、あるはずですから具体的に聞いたはずなんですけれども。

最後の質問になりますから、確認だけしておきたいと思います。

先ほど答弁にもありましたが、参酌すべき基準、その中には基本方針も入るよとい

うことを言われました。その基本方針の中には、この説明資料の中にはサービスの提供とか事業の運営に当たってとかというこの大事なところがあります。ですから、そのサービスの提供に当たっては利用者の意思や人格を尊重し云々と、要するに人格を尊重してサービスの提供をする必要があると。もう一つは事業の運営についても書いてあります。ですから、私がこの確認だけ求めておきたいのは、参酌すべき基準、これはさっき、自主的に条例を定めて決定することができる、そういう意味で参酌すべき基準、そこの部類ですよ。その中には第2条ということが今言われました。その第2条、これは基本方針というのは、さっき言ったサービスの提供は利用者の意思や人格を尊重しということがあります。要するに、竹原市の実態に合ったようなサービスの提供をなさいよということを竹原市のこの条例をつくった訳ですから、そういうサービスの提供に当たっては利用者の意思や人格を尊重したサービスができるよという風に解釈してもいいんでしょうね。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え申し上げます。

済みません。従うべき基準と申すものと参酌すべき基準と申すものがあると冒頭に申し上げました。どちらの基準につきましても今回条例案に規定しておりますのは、従うべき基準は厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの、もう一方の参酌すべき基準、こちらは厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているものということございまして、参酌すべき基準につきましても、従うべき基準以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、また介護予防支援の事業の運営に関する基準ということでございます。

今回条例制定しておりますのは、冒頭申し上げましたが、これまでの現行の厚生労働省の基準に則りまして適正に事業運営されているということから、従うべき基準につきましても参酌すべき基準につきましても、厚生労働省令に定める基準どおりの内容として規定しておるものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） もう12時も近づいてきましたんで、簡潔にさせて頂きたいと思っております。

恐らく、特に初めてこの議場で議案審議される議員の方は何のことかわからん思うんです。恐らく、市長さんも今の松本議員と担当課長とのやりとり聞きようっても言葉ばっか

し飛んで一体何のことかと、こういう風に思っておられると思うんです。当然法律に基づく条例案を審議する訳ですから、法律用語とか専門用語が飛び交うということはやむを得んと思うんですけれども、我々の議員の方の勉強不足ということもあるかも知れませんが、もう私の方から簡潔に言わせて頂きます。

要は、この条例案は竹原市外から来られた方、遠隔地ですよ。この方の支援に関する条例案と、このように考えてよろしいでしょうか。

特例介護なんででしょ。特例なんでしょ。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

今回の指定につきましては……。

（12番宇野武則君「簡潔に言え言ようるんじゃろ」と呼ぶ）

市外云々というのではなくて、指定介護予防支援に関する条例規定でございますので、現行のサービスの内容に照らしましての条例案の制定というものでございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 59条は特例介護予防なんでしょ。これに対する件ですから私はそういう風に理解させて頂いたんです。それで要は施設介護から在宅介護へ促進していくために、特例介護といいますか、ほいでそれを進めるために事業者、それから管理者、そして介護に従事する職員の業務内容といいますか、義務規定を定めておる。もっといえば、業務内容を定めたように私は読み取れるんですが、この点についていかがでしょうか。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

議員が今おっしゃられたとおり、人員に関する基準、運営に関する基準、そういったものを定めた規定というものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 大変介護に関する、今日もある議員さん2人ほど、若い新人の議員さんとお話しさせて頂きましたけど、毎日のように介護に関するような新聞記事が出る訳です。ほいで、常に法改正がなされて、恐らく担当課長におかれても直接自らが条例

改正とかということに携わる訳でないんで、なかなか理解が進まないかもわかりませんが、読んでみますと基本的にはそういうことなんです。ほで、次の条例案とも関係してきますけれども、非常に事細かに、とりわけ従事者に対しては非常に厳しい内容、箸の上げおろしまで決めるようなそういう規定になつとる訳です。そして、一方において非常に介護報酬が低いというような中で、いろいろと求人倍率がたくさんあるけれどもなかなか応募者が少ないというようなことがあるということとあわせて、恐らく松本議員さんの方も心配されておられるのが、この条例案によって、今問題になっております要支援1、2ですか、これの特養への入居基準等が狭められ、また竹原市におけるそうした居宅介護の推進ということで特養への待機者も含めた、そうしたような、言えば現時点における竹原市の介護行政の後退がされるのではなかろうかと、こういう風な懸念をお持ちではないかと思う訳です。時間もありませんので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 介護保険制度の改正に伴いまして、議員から御質問がありました要支援1、2の改正のことですが、こちらにつきましては、平成27年度の介護保険制度の改正ということから、現行の予防給付の訪問・通所介護事業を地域支援事業、市町村の事業に移行するというものでございまして、こちらが新たな介護予防・日常生活支援事業ということで、新しい総合事業として要支援者等の高齢者を支えるということとでございます。

一部報道では、現行の予防給付から市町村の事業へ移行ということでございますが、財源構成等は現行どおり国、県、市の公費部分と保険料部分で構成されるということとございますので、多様なサービスへの移行ということでございますので、その点は十分踏まえまして、市と致しましても円滑な運営を図りたいと、このように推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩致します。

午後0時06分 休憩

午後0時57分 再開

議長（北元 豊君） 午前中に引き続き会議を進めていきます。

---

#### 日程第10

議長（北元 豊君） 日程第10、議案第69号竹原市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第69号竹原市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、厚生労働省令で定められた基準を参酌し、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。



13番（松本 進君） 確認を含めて質問しておきたいことがあります。

今回の地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案ということについて、端的に確認を求めたいのは、この支援センターの事項に関わる人の配置の基準、運営の基準というのが、これまで国の厚生労働省令で定めた基準があったものが、今回新たに市独自で基準を定めると、いろいろ参酌とか基準自体はあるんですけども、要するに条例で定めるということは、地方自治の観点からすると地方自治の自治権といえますか、これが拡充したという風に理解するという風に理解していいんかどうかを確認しておきたいと。それで、これについても実際現行の支援センターの配置基準が、この条例ができてどういう風になるのかということだけでもお尋ねしておきたいと。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

本条例案につきましても、この前の議案第68号同様に、地方分権第3次の一括法に基づきましての条例の委任ということでございます。

御質問にありましたように、拡充ということの御質問でございましたが、この竹原市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案につきましても、厚生労働省令で定められております基準、こちら従うべき基準と参酌すべき基準というものでございまして、職員の員数、運営に関する基準を定めておりますが、これまでどおりの基準というものでございますので、拡充云々というものでございませぬ。

午前中に申し上げました点と同様でございしますが、これまでどおり現行の厚生労働省の基準に則り適正に事業を運営されているということから、基準どおりの内容としておるものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 私、実際に拡充するかどうかという答弁を求めたのではなくて、今回出された条例というものが、国が定めた厚生省令から従うべき基準とか参酌すべき基準、それぞれあるんでしょうけれども、そういった国が厚生省令で定めた国の基準、これから今回市が独自といえますか、市の自治権で決める条例、その人数とかということですね。これを決めた、これが今回の条例の提案になっているんじゃないかということです。その確認を求めました。だから、拡充するかどうかということをお聞いている訳じゃなくて、国が定めたものが、今度は竹原市自体で自治権に基づいてこの基準を決めることがで

きると、そのための提案だということを確認を求めた訳でありまして。

それともう一つは、現行の包括支援センターがある訳ですから、その人数が、現行が今どうなっているのかなということをお報告してもらいたいと思います。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

今回の条例案につきましては、介護保険法の第115条の46の第4項におきまして、地域包括支援センターの設置者は包括的支援事業を実施するために必要なものとして、市町村の条例で定める基準を遵守しなければならないと、こういった規定から規定しております。

人員につきましては、第2条で規定をしておりますが、職員の員数というところで、そちら、区域におきます各常勤の職員の数の原則として規定がございます。原則と致しまして、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人ということで規定しております。

御質問のありました現在の地域包括支援センターの人員でございますが、保健師その他これに準ずる者は2名、社会福祉士その他これに準ずる者は1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者は1人ということにしております。

第2条に規定しております、1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数ということにしております。原則としてという規定がございます。竹原市におきます第1号被保険者の数は6,000人を超えておりますが、この原則としてでございます、現在のところこれをもって直ちに基準に反しているということではございませんで、市町村の実情に応じまして適正な事務が行える人員配置であればよいということから、現行の職員配置と致しております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 最後に指摘といいますか、自治権という観点からこういったのを条例で定めるということで、竹原市の実態に合ったような人の配置、これは可能ですから、是非それに合ったような適正な配置を強く要望しておきたいという風に思います。

以上です。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11

議長（北元 豊君） 日程第11、議案第70号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第70号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、人事院の平成26年8月7日付の給与改定に関する勧告等を考慮して職員の給与を改定するため、必要な改正を行うものであります。

本年度の国家公務員の給与改定においては、若年層に重点を置きながら広い範囲の俸給表の引き上げ及び勤勉手当の支給率の引き上げなどが実施されております。

本市職員の給与改定について検討した結果、国及び近隣自治体の状況を鑑み、人事院の勧告に沿った給料表の改定及び勤勉手当の支給率の引き上げなどを行うこととするもので

あります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12

議長（北元 豊君） 日程第12、議案第71号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第71号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに御審議頂きました議案第70号の本市一般職員の給与改定を実施するこ

とにあわせ、期末手当の支給率について、現行の年間支給割合3.95カ月分を4.1カ月分に改正するものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） ただいま市長の提案を受けて質問してみたいという風に思います。

まず1点目は、この第71号議案は我々議員報酬に関わって増額という提案だと思えます。それで、次の議案も特別職の議案が用意されておりますけれども、関連して聞きたいのは、1つはこの当第71号議案、我々の議員報酬に関わっての増額で、1人当たりの増額で予算はどれだけかかるのかということをもまず聞いておきたいのと。

2点目は、市長が提案されたこの議員の報酬を増額する最大の理由を率直にお聞かせ願いたいと。

それから3点目として、私は市の職員の増額には大賛成です。しかし、我々政治家ですから、職員を含めてと違った対応が必要ではないかなという風に私自身は思っております。要するに政治とは地域の地元の業者の仕事とかいろんな地域の景気が回復しているのかどうか、そこに暮らす市民の収入等が増えて暮らしが好転しているよということが私は最低限必要ではないかなという意見を持っております。ですから、3点目の質問としては、竹原市の景気や市民の暮らしが好転しているという、市長は認識をされて今回の提案にされたのかと、その確認をしておきたいと思えます。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 何点か質問を頂きました。

まず、今回の改定の理由等でございますけれども、国家公務員の人事院勧告に伴いまして、これを考慮致しまして職員給を引き上げるということになっております。これは、これまでもそうですが、最近でありますと平成23年以来の給与月額の改定ということ、それから月額の引き上げにつきましては平成19年以来ということで、この一般職員の期末手当の部分と議員報酬の部分につきましてもほぼ同じ時期でございます。平成19年以来の増額というものでございます。

今回この議員の皆様の部分について提案させて頂きましたのは、これまでも同様に期末勤勉手当の部分、こちらの方を改正する場合は職員給与にあわせて変更するという部分が

あったものでございます。

そしてまた、今回これを提案させて頂くに当たりまして、近隣市町の状況を調べましたら本市と同様の対応をしておるということでございまして、提案をさせて頂いたところでございます。

今回のまた質問の中にありました竹原市の経済状況ということになってまいりますと、それほど好転しているかということにつきましては、まだ把握は致しておりませんが、報道等によりますと、それほど中央ほどの回復は見込まれないというものでございます。

これが、この今回の引き上げがどのように影響をするかという部分については、これは推測できるものではございませんが、こういった形で今回提案させて頂いておりますので、是非とも御理解を頂いております。

補正予算でございますけれども、こちらの場合は、皆様の全体では55万8,000円の増という状況でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 影響額っていうのは55万8,000円ということでした。我々の議員の増額する理由も人勧に基づいてということがありましたけれども、私は職員の引き下げの時には反対を致しました。今回増額するといいますか、それには大賛成なんです。

それで、私がここで市長にあえて伺ったのは、政治の世界ですから、同じ職員の、同じように機械的に上げていいのかどうかということなんです。ですから、個人的な分ではたくさん報酬がある方がいいっていうのは当たり前のことなんですけれども、我々政治の分ですから、特に私が今言ったような竹原市内の景気というんか、市民の暮らし、ここだけしっかりと見詰めておかないといけないんじゃないかなという率直な思いなんです。ですから、今課長の答弁はそこそこは把握をしてないと、少なくとも好転している状況ではないということだけは明確なお答えでした。そういった中でもあえてこういう増額して、市民的な理解は得られるんだろうかなと私は大変危惧する訳です。それについて市長、どうお考えですか。景気が好転してない、市民の暮らしも好転してない、こういった状況の中で我々議員、特別職も次に出ますけれども、増額するということで市民感情なりそういったその認識、どうお考えでしょうか。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） ちょうど23年前に、私も市議会議員で当時30万円の報酬を頂きました、33万円から今日35.5、こういう中で期末手当支給率が3.95が4.1、昔はたしか5.5だったという風に思うんです。適正な報酬ということは、どのところを取っているのか、取り方いろいろあると思うんです。他市に比べてみて、そういう風な総合的に勘案して、私は市議会議員という政治に司る立場として、松本議員のおっしゃるようなことを勘案しながらも、これが妥当であろうという風に思っております。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 市長は妥当という判断ということでしょうけれども、私はもう一回確認しておきたいのは、確かに今妥当という判断の分は、過去のいろいろ報酬の状況とかというんがありました。近隣との関係の分もありました。私が今そこで最後に質問したのは、人勧はこういう風に上げなさいよと、指導なり確かにあります。それはよく存じます。我々この政治の世界にいる者として、一番大切なのは地元の企業の景気が回復してるかどうか、そこで働く人の賃金等、その暮らしが良くなってるかどうか、あとはそういった住民の方々の、勤労者の方々のいろんな、事業がうまく行って少しでも兆しが見えて好転しているという把握の中で、じゃあ皆さんにお願いしようじゃないかというんなら市民の理解を得ることができると私は思うんです。ですから、私がその前に質問したのは、市内の景気動向とか市民の暮らしの好転といいますか、そこはどうですかということ、尋ねた場合は担当課長がさっき言ったとおりです。それで、そこは市長のそういう今の思いの判断で提案されているのはわかりますけれども、そこで私が考慮して欲しいと思ったのは、市民の暮らしとかその地域の景気がどうなってるのかなという面で、まだまだ私はタイミングは深刻な状況があると、そういう認識なんです。それが好転しているよと、暮らしもだんだんだんだん明かりが見えてきて今よくなってるじゃないかという、それが実感できる竹原市民の状況があるなら、私は理解を得ることができるんじゃないかとは思っています。

しかし、そういったことがきちっと把握してるかどうかということでは好転してないんじゃないかという、景気の実感がまだないんじゃないかという中で、あえてこういう負担の踏み切ることが適切な判断かなというのでは、私は最後指摘になるんかもわからないけれども、市長としての判断ということでは、私はもう一回ここで聞きたいのは、そういった市民の暮らしが好転してない状況の中でこういう増税を、議員の報酬、あるいは特別職の報酬を引き上げるということで、私は市民の理解を、市長としては得られるという

お考えなんですか。そこを最後に。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 先ほども御答弁させて頂いたとおりでありますので、あえて総合的な考えの上に立った提案だという風に受けとめて頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 失礼致します。先ほど影響額について御質問がありました。

大変申し訳ございませんが、私が金額を間違えて答弁しております。訂正させていただきます。影響額については、92万円でございます。大変失礼致しました。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） この議案に反対をします。

理由は、先ほど質疑の中でも申し上げたように、我々政治を行う者として、竹原市民の暮らしとか地域経済の好転とか、こういった状況の中で初めて我々報酬を引き上げるようにすべきだと、そういったことがないのにこういった、私は市民の理解を得ることはできないと、そういう立場から反対をしたいと思います。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13

議長（北元 豊君） 日程第13、議案第72号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条



例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第72号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに御審議頂きました議案第70号の本市一般職員の給与改定を実施することにあわせ、期末手当の支給率について、現行の年間支給割合3.95月分を4.1カ月分に改正するものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） それぞれの特別職の報酬の増額とその予算措置についてお尋ねしておきたいのと、質問の趣旨は先ほどの議員の時にも申し上げましたけれども、この特別職自らの引き上げに対する市民感情についてどうお考えなのか、市長にお尋ねしておきたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず、影響額から申し上げます。

市長、副市長合わせまして0.15月分で26万円の影響額でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 先ほどの議員報酬と同じ解釈という風に受けとめて頂いて結構だと思っております。確かに御指摘の点はよくわかりますが、そういった意味で総合的な判断の上で立ってこの議案を提出しておりますので、御理解を頂きたいと、このように思います。

13番（松本 進君） 終わります。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 私はこの議案に反対をします。

反対理由は、先ほど議案第71号で述べたとおりであります。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14

議長（北元 豊君） 日程第14，議案第73号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第73号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の額を改正するものであります。

改正の内容につきましては、出産育児一時金の額を現行の39円から40万4,000円とするとともに、産科医療補償制度における掛金が現行の3万円から1万6,000円に引き下げられることとなったため、これに対応する加算額を1万6,000円とするものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15

議長（北元 豊君） 日程第15、議案第74号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第74号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、所得制限に係る所得の算定における乳幼児等の出生期の基準を改正するものであります。

改正の内容につきましては、乳幼児等医療費助成の受給資格の判定に用いる所得について、前々年度の所得を用いる場合の対象乳幼児等を、現行の1月1日から5月31日までの間に出生した者から1月1日から6月1日までの間に出生した者とするものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い致します。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16

議長（北元 豊君） 日程第16、議案第75号平成26年度竹原市一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第75号平成26年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事異動及び給与改定等に伴い人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整するほか、事業の実績見込み等に基づく過不足額を計上するものであります。

まず、歳出であります。議会費においては、人件費55万8,000円を追加計上しております。

総務費においては、人件費の減3,618万9,000円、総務課一般事務に要する経費として、臨時職員給金などの減1,070万4,000円、合わせて4,689万3,000円を減額計上しております。

民生費においては、人件費676万6,000円、特別会計歳入補填に要する経費として、国民健康保険特別会計繰出金の減99万1,000円、介護保険特別会計繰出金211万5,000円、その他の福祉に要する経費として、地域介護・福祉空間整備補助金810万7,000円、放課後児童クラブに要する経費として、放課後児童クラブ委託料77万6,000円、合わせて1,677万3,000円を追加計上しております。

衛生費においては、人件費195万6,000円を減額計上しております。

労働費においては、人件費18万1,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、人件費116万2,000円を減額計上しております。

商工費においては、人件費77万2,000円、観光宣伝に要する経費として、雑誌への広告掲載に係る広告料など259万3,000円を追加計上しております。

土木費においては、人件費891万2,000円、県営道路整備に要する経費として、県営道路整備事業負担金580万2,000円、特別会計歳入補填に要する経費として、公共下水道事業特別会計繰出金40万5,000円、合わせて1,511万9,000円を追加計上致しております。

教育費において、人件費150万3,000円を追加計上致しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、諸収入52万5,000円を減額計上し、国庫支出金810万7,000円、県支出金437万1,000円、市債520万円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金2,966万5,000円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,251万2,000円を減額し、予算総額は歳入歳

出それぞれ131億5,888万7,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

公の施設の管理においては、道の駅たけはら、竹原市歴史民俗資料館及び竹原市伝統的建造物の指定管理者の指定に関し、その管理期間及び管理料の限度額を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適正な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17

議長（北元 豊君） 日程第17、議案第76号平成26年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第76号平成26年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、人事異動及び給与改定等に伴い人件費について調整した結果、人件費の減99万1,000円、一般事務に要する経費として、システム改修に係る備品購入費32万4,000円、合わせて66万7,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。繰入金99万1,000円を減額計上するとともに、前年度繰越金32万4,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ66万7,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ37億6,681万円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18

議長（北元 豊君） 日程第18，議案第77号平成26年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第77号平成26年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事異動及び給与改定等に伴い人件費について調整した結果、40万5,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。一般会計から繰入金について同額を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ7億6,352万4,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

公共下水道費においては、当初予定していた地区の工事に係る工程調整や地元との協議が調わなかったことから、別の箇所である丸子山地区の汚水幹線整備工事を行うことで事業進捗を図ることとしましたが、年度内での実施工期が確保できないため繰り越すものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19

議長（北元 豊君） 日程第19，議案第78号平成26年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第78号平成26年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事異動及び給与改定等に伴い人件費について調整した結果、211万5,000円を追加計上致しております。

これに対し、歳入であります。一般会計から繰入金について同額を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ211万5,000円を減額し、予算総額、歳入歳出それぞれ33億3,718万1,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 20

議長（北元 豊君） 日程第 20、議案第 79 号平成 26 年度竹原市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第 79 号平成 26 年度竹原市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出予定額の補正でありまして、水道事業職員の人事異動及び給与改定、並びに 8 月 16 日に市内各水道施設で発生した落雷事故によるポンプ制御盤・水位計等の修繕及び交通事故に伴う中通水源地制御ケーブル・引き込み柱の修繕に伴う費用について調整するものであります。

収益的収入予定額を 544 万 2,000 円減額補正致しております。その内訳を御説明申し上げますと、人事異動等の調整による併任職員負担金 9 万 9,000 円の増、退職給付引当金戻し入れ益 843 万 3,000 円の皆減、交通事故に伴う保険保証金 289 万 2,000 円の増であります。

また、収益的支出予定額を2,306万3,000円増額補正致しておりますが、その内訳を御説明申し上げますと、人事異動・給与改定等の調整による給料913万8,000円の増、手当等388万4,000円の増、賞与引当金繰入額120万9,000円の増、法定福利費218万6,000円の増、法定福利費引当金繰入額23万9,000円の増、退職給付費16万7,000円の増、並びにポンプ制御盤・水位計等の修繕及び中通水源地制御ケーブル修繕624万円の増であります。

これらにより、収益的収入予定額9億3,430万3,000円に対し、支出予定額8億9,403万6,000円となり、差し引き当年度税込純利益4,026万7,000円の予定であります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会を第1委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

暫時休憩致します。

午後2時06分 休憩

午後2時17分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第21

議長（北元 豊君） 日程第21，発議第26－4号「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 本案は，議長を除く議員全員の発議であります。よって，議案の説明，質疑，委員会付託，討論を省略し，採決致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，議案の説明，質疑，委員会付託，討論を省略することに決しました。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22

議長（北元 豊君） 日程第22，発議第26－5号特別委員会の設置についてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） お諮りします。

本案については，議案の説明，質疑，委員会付託，討論を省略し，採決致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，議案の説明，質疑，委員会付託，

討論を省略することに決しました。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮り致します。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において今田佳男議員、竹橋和彦議員、山元経穂議員、高重洋介議員、堀越賢二議員、川本円議員、井上美津子議員、道法知江議員、宮原忠行議員、宇野武則議員、松本進議員、脇本茂紀議員、以上12名をそれぞれ指名致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました12名の方々を公共施設ゾーン調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

公共施設ゾーン調査特別委員会の委員を選任致しましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、委員会の正副委員長の互選を行い、その結果を御報告頂くようお願い致します。

なお、委員会を開く場合は第1委員会室でお願いを致します。

暫時休憩致します。

午後2時23分 休憩

午後2時57分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

公共施設ゾーン調査特別委員会の委員長に脇本茂紀委員、副委員長に高重洋介委員、以上でございます。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

年末を控え、緊急な案件がない限り、本日をもって納めの議会となりました。

去る12月16日に開会致し、今期定例会に付議された案件は、議員各位の熱心な御審議によりまして全て議了し、閉会の運びとなりました。議員の皆様はもとより、理事者各位に対し厚くお礼を申し上げます。

特に、本年は市議会議員選挙の年に当たり、新しい顔ぶれによる、いわゆる議会人事に際しましては多数の御推挙を頂き、議長の大任に就任させて頂きました。重ねて厚くお礼を申し上げますとともに、責任の重大さをひしひしと感じているところであります。この上は、粉骨砕身、職務を遂行してまいり所存でございます。

さて、我が国経済は依然として厳しい状況にあり、社会保障制度もたび重なる制度改革がなされるなど、不安を抱えての国民生活が強いられている中、我が竹原市におきましては観光資源である町並み保存地区が、アニメ「たまゆら」に始まり、今年はNHK朝の連続テレビ小説「マッサン」が放映され、多くの観光客が我が竹原市に来られ、交流人口の拡大にもつながり、盛り上がりを見せた年ではなかったかと思えます。しかし、依然として地方を取り巻く環境は人口減少や超高齢化の急速な進展に伴いさらに厳しさを増しており、今後においてその課題解決が急務であると考えます。

その中、議会においては住民の代表機関である議会の役割として一層重要性を増しており、議会機能の強化の推進が求められているところであります。

また、市行政においては財政の健全化と経済活性化が一層強く求められているところであります。この厳しい状況を皆さんが認識されると同時に、引き続き創意工夫を凝らし、特色のあるまちづくりに議会と理事者が一丸となって取り組んでいけるように切に願うものであります。

終わりに、来るべき平成27年が平和で実り多い年であることを願いますとともに、皆様方におかれましては御健勝にて年越され、輝かしい新年をお迎えになりますよう、心から御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶と致します。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可致します。

市長。

市長（吉田 基君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、今定例会開会以来、提出させて頂きました議案に対し慎重な御審議を頂き、議了賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国においては、デフレからの脱却及び経済成長を目標とする経済対策を実施しておりますが、その効果を実感するには至っておらず、新たに生活者支援、生産者支援

やまち・ひと・しごと創生に向けた地域活性化など、地方や中小企業、社会的弱者などに重点を置いた施策を展開することとされていることから、本市と致しましてもその内容及び今後の効果を期待しているところでございます。

本年1年を振り返ってみますと、1月の市長就任以来、皆様の御協力、御尽力により、ハード面では竹原小学校屋内運動場やたけはら海の駅の整備など、ソフト面では歴史・町・広島竹原藝術祭の開催やNHK連続テレビ小説「マッサン」の放映、また竹原工業流通団地の企業誘致の促進など、住みよさ実感の実現に向け様々な取り組みを進めることができました。引き続き、これまでの取り組みを発展させ、本市のさらなる繁栄に向けたまちづくりに取り組んでまいりますので、今後とも格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年の瀬を迎え、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛頂きまして、輝かしい新年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

議長（北元 豊君） お諮り致します。

今期定例会の会期は12月16日から12月18日までとなっておりますが、今期定例会に付議された案件は全て終了致しました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本日をもって平成26年第4回竹原市議会定例会を閉会致します。

午後3時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 3月13日

竹原市議会議長

北元 豊

竹原市議会議員

松本 進

竹原市議会議員

竹橋 和彦